

第 4 期西東京市地域福祉計画
骨子案

※目次・文言・内容等今回検討踏まえ修正していきます。

今回7月17日検討か所

目次

序論 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 地域福祉とは	5
3. 計画の位置付け	6
4. 計画の期間	7
5. 計画の策定方法	8
総論	11
第1章 計画の目指すもの	11
1. 西東京市版地域共生社会とは	11
2. 基本理念	12
3. 基本方針	12
4. 計画の体系	12
第2章 西東京市の状況	14
1. 統計で見る状況	14
2. アンケート調査結果	24
3. 地区懇談会結果	31
第3章 第3期計画の成果と課題	36

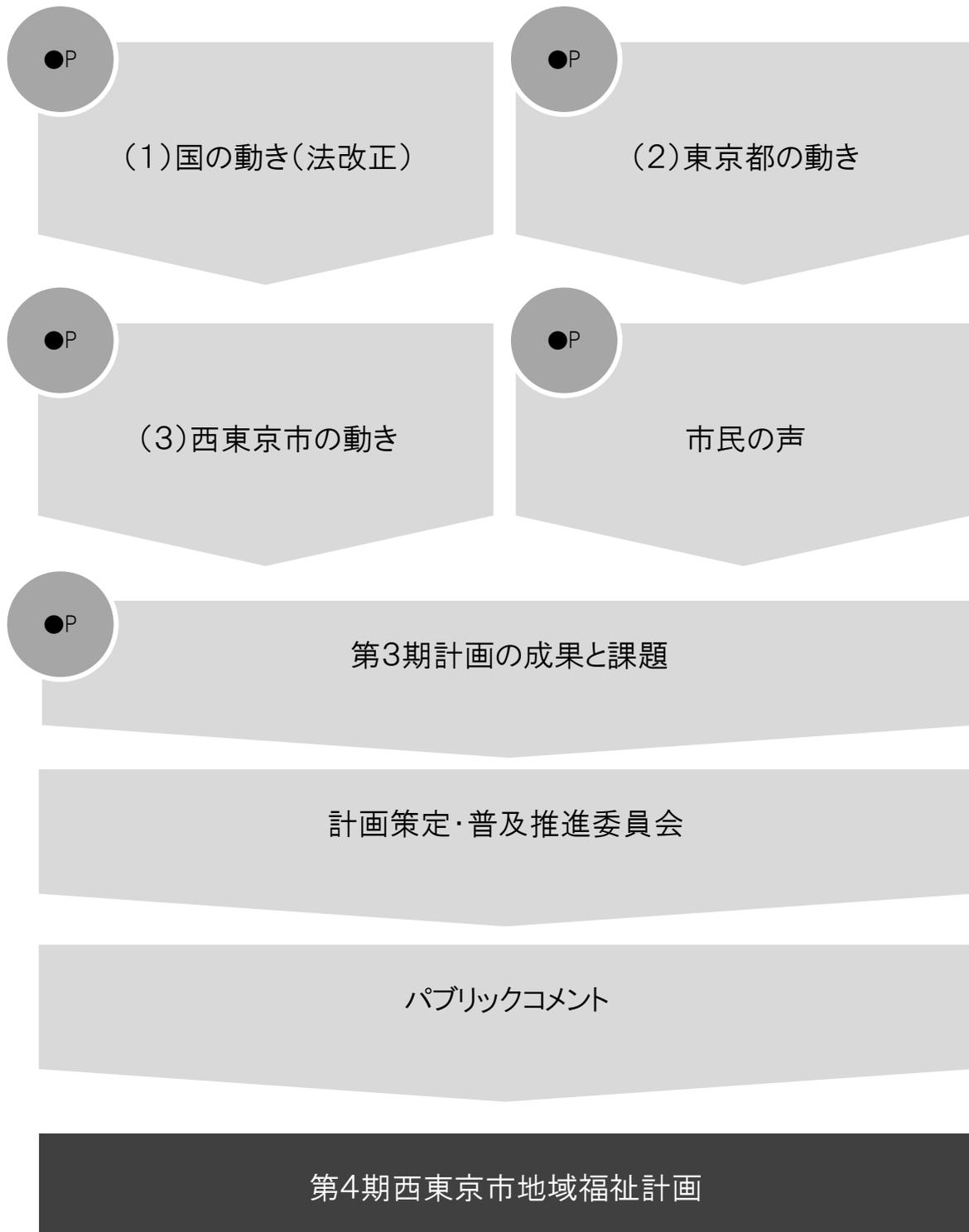
各論	39
第1章 重点的な取り組み	39
第2章 施策の展開	39
1. 一人ひとりが活躍する地域づくり	39
2. みんながつながりあう地域づくり	39
3. 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり	39
4. サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり	39
5. 災害や犯罪を防ぐ環境づくり	39
6. 誰もが快適に暮らせる環境づくり	39
第3章 計画を推進するために	39
1. 推進体制の整備と役割分担	39
2. 計画の進行管理	39
資料編	39

次回以降検討か所

序論 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景

■計画策定の背景イメージ図



(1) 国の動き

国では、平成 12 年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が努力義務と位置付けられて以降、災害時要援護者支援、孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などが、通知という形で計画に盛り込むよう示されてきました。

近年、大きく社会情勢が変化する中で、平成 27 年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の子ども・高齢者・障害者といった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取り組みを育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成 29 年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

■ 国の流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加、社会保障関係経費の増加
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050 問題、虐待、ごみ屋敷問題など)

これらの状況を踏まえ・・・

- 国は、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要性を掲げています。
- 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取り組みの支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

■第3期計画期間中の国の主な動き

平成	法律・通知関係	報告書・会議関係
27年	・「生活困窮者自立支援法」施行	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書
28年	・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
29年	・「社会福祉法」一部改正 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示	・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）報告書最終とりまとめ
30年	・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」	

(2) 東京都の動き

東京都では、平成18年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成30年度からの「東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

■東京都地域福祉支援計画の概要

目的	東京における「地域共生社会」の実現
理念	1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

(3) 西東京市の動き

西東京市では、平成12年の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に第1期となる「西東京市地域福祉計画」を策定し、平成21年3月には「第2期西東京市地域福祉計画」、平成26年3月には「第3期西東京市地域福祉計画」と改訂し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて取り組んできました。

この間、平成22年度から「ほっとするまちネットワークシステム（以下、「ほっとネット」という。）」が始動し、地域福祉コーディネーターの配置、ほっとネット推進員の養成などを通じ、市民と共に地域の課題を解決していく西東京市独自のしくみが整いつつあります。

一方市内ではこれまで、高齢者の見守り支援である「ささえあいネットワーク」や、各地域で懇談会を行う「ふれあいのまちづくり」、コミュニティ再生に関する「地域協力ネットワーク」など、多数のネットワークが存在しており、整理が必要な状況となっています。

また、西東京市では平成28年度より「健康」応援都市の実現を目指すことを基軸におき、様々な施策を展開してきました。中でも、西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向け、共生社会シンポジウムの開催をはじめとし、困難を抱える人を含めた地域づくりの下地について話し合われてきました。

しかし、少子高齢化や世帯の少人数化が進む中、一層近所付き合いや地域のつながりが希薄化し、地域の中で孤立している人や支援が必要だが支援に結びついていない人などの問題が顕在化しています。

以上のことから、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな状況への対応を行っていくために、第3期計画を踏まえ、新たに「第4期西東京市地域福祉計画」を策定することとなりました。

■地域に関する主なネットワーク

対象者ベース	課題ベース	地域ベース
ささえあいネットワーク 高齢者の見守りの中で異変に気付いたら関係機関へつなぐ	ほっとネット 地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターを核として、様々な人や機関をつなげ、一緒に解決に向けて取り組む	ふれあいのまちづくり 小学校通学区域を中心に住民懇談会等、地域に即した活動を行う 地域協力ネットワーク 市民が支え合い・助け合いながら、地域課題の解決に取り組む

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、支援する人も支援される人も、地域で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や福祉関係機関・団体、サービス提供事業者、市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものになります。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、市民の支え合いでしか解決できない問題に取り組む「互助」「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。

自助

自分でできることは、
自分や家族で行う

あいさつなど



互助

地域の困りごと
を発見し、市民
同士の支え合い
で解決する

見守り、各種ボラ
ンティア活動など



共助

制度化された相
互扶助で助け
合う

介護保険など



公助

自助・共助では対応
できない公的支援は
行政がしっかり行う

各種サービス
の提供など

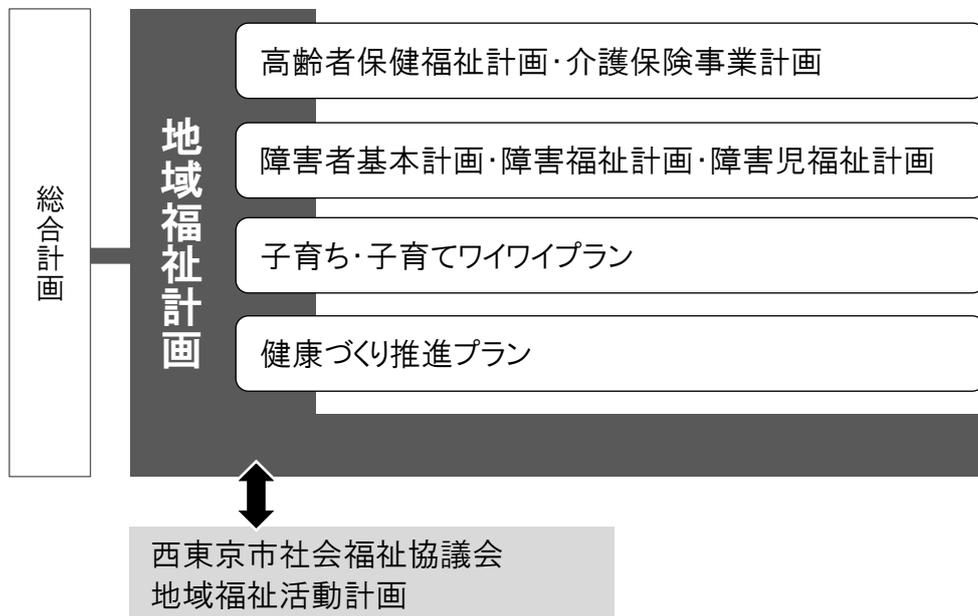


3. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく、市町村地域福祉計画として策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン（子育て支援計画）、健康づくり推進プラン）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民と共に策定した「地域福祉活動計画」と、西東京市が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



■ 地域福祉計画関連条文 社会福祉法一部改正（平成 30 年 4 月 1 日施行）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

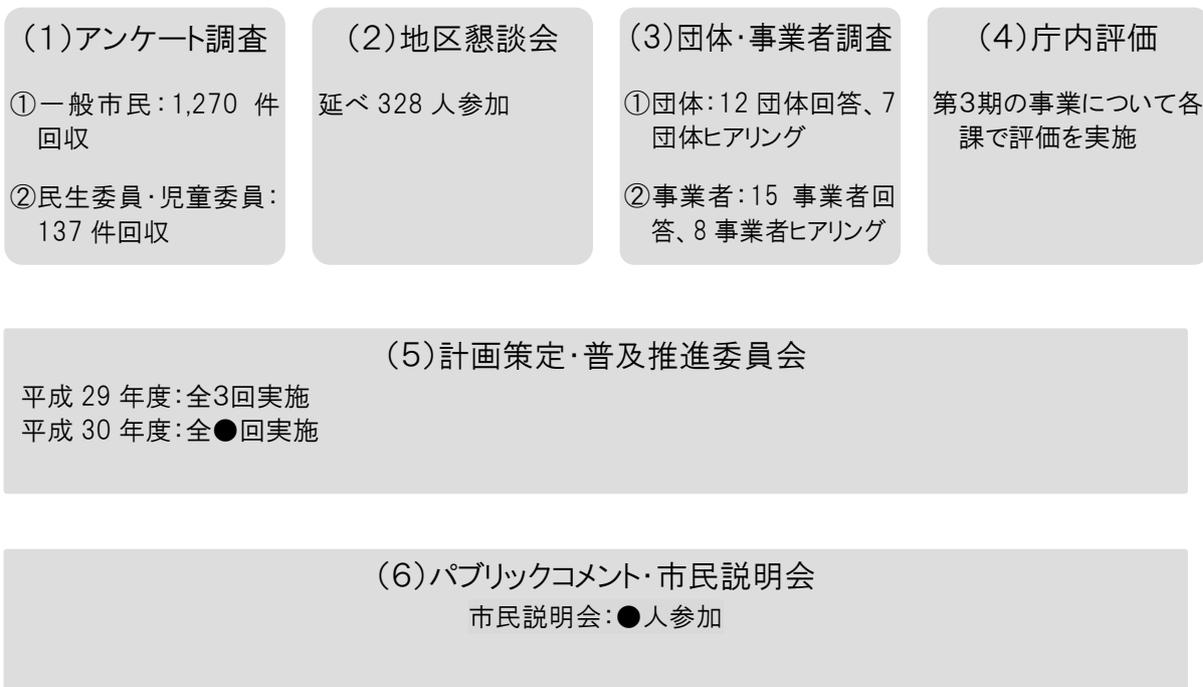
4. 計画の期間

本計画は、平成 31 年度から平成 35（2023）年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
総合計画	第2次基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画	第3期					第4期				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第三次					第四次				
健康づくり推進プラン	第2次 (H25～H34)									
子育て・子育てワイ ワイプラン	第2期 (H27～H36)									
高齢者保健福祉計 画・介護保険事業 計画	第6期			第7期			第8期			
障害者基本計画	基本計画									
障害福祉計画	第4期			第5期			第6期			
障害児福祉計画					第1期			第2期		

5. 計画の策定方法

本計画は、以下のような過程を経て策定してきました。



(1) アンケート調査

本調査は、計画の改定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①一般市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の18歳以上市民より 無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布、郵送回収	民生委員・児童委員会議にて 配布、郵送回収
調査期間	平成29年11月6日～11月27日	
配布	2,500 件	140 件
回収	1,270 件	137 件
回収率	50.8%	97.8%

(2) 地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線での、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていたくため実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	1/16	22
		第2回	1/23	中止(天候不順)
		第3回	1/30	23
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	1/17	24
		第2回	1/24	20
		第3回	1/31	18
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	1/18	26
		第2回	1/25	20
		第3回	2/1	18
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	1/19	27
		第2回	1/26	25
		第3回	2/2	25
全地区合同		第4回	2/16	80

(3) 団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に関する団体や事業者の状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①団体	②事業者
対象	市内活動団体	市内活動事業者
配布回収	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成30年5月7日～5月25日	
配布	20件	30件
回収	12件	15件
回収率	60%	50%
ヒアリング	7団体	8事業者

(4) 庁内評価

毎年度全事業に対する進捗状況を該当する課に照会し、確認しました。

(5) 計画策定・普及推進委員会

※現在進行中

(6) パブリックコメント・市民説明会

※今後実施予定

総論

第1章 計画の目指すもの

1. 西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会とは、西東京市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍する社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を自分ごととして捉えて、地域の中で困りごとに気づき、地域の中で解決するしくみをつくっていきます。また、行政においては、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくっていきます。

■西東京市版地域共生社会イメージ図（仮）



体系検討用資料(今後、いただいたご意見や庁内の施策整理などから内容は変わっていきます)

ふきだしは、前回会議意見や課題などから、今後検討が必要な視点。

下線は、国の動向等から追加が必要なもの

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京

市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

適切なサービスが安心して利用できるためのしくみを充実します

地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり

- (1)福祉教育・啓発の充実
 - ①福祉教育・学習機会の充実
 - ②啓発・広報活動の充実
 - ③心のバリアフリーの推進
- (2)地域活動・ボランティア活動の参画促進
 - ①地域活動への参画促進
 - ②地域デビューの支援
 - ③ボランティア活動の参画促進
- (3)専門的な人材の育成
 - ①地元の大学等と連携した福祉人材の確保・育成
 - ②専門的人材の育成
 - ③民生委員・児童委員の研修の充実
 - ④地域福祉コーディネーター事業の充実

地域福祉の啓発の機会・場の充実

新たなボランティアの育成

基本目標2 みんながつながり合う地域づくり

- (1)地域における活動の推進
 - ①市民協働推進センターによる支援
 - ②地域における支え合い活動の促進
 - ③社会福祉法人の公益活動
- (2)出会いの場・活動の場づくり
 - ①出会いの場・協議の場の確保
 - ②地区会館等の活用
 - ③空き家等を活用した活動拠点の発掘
 - ④福祉施設の地域開放
- (3)地域における連携体制づくり
 - ①団体間の連携促進
 - ②地域包括ケアシステムの充実
 - ③保健・福祉・医療をはじめ多様な分野の連携強化
 - ④ほっとするまちネットワークシステムの推進
 - ⑤地域コミュニティの推進

交流の場の情報発信、多様なニーズに合った場づくり、既存拠点の活用のしやすさの向上

団体間の情報共有の促進、福祉以外の分野も含めたネットワーク化

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

- (1)サービスに結びつけるしくみづくり
 - ①地域における支え合い活動の促進(再掲)
 - ②サービスに結びついていない人の把握・支援
 - ③総合的なサービスを調整する体制の充実
- (2)多様な生活課題への対応
 - ①子どもや高齢者、障害のある人への虐待の防止対策の充実
 - ②ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止対策の充実
 - ③自殺の予防
 - ④外国籍市民の社会参加の促進
 - ⑤路上生活者への自立支援
 - ⑥生活困窮者への支援
 - ⑦孤立している人への支援
 - ⑧犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援
- (3)権利を擁護するしくみづくり
 - ①日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の普及と活用
 - ②成年後見制度の普及と活用

気づいた人が声をあげやすい環境・仕組みづくり、専門家へつなぐ仕組みづくり、アプローチの強化

基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

- (1)情報提供の充実
 - ①多様な媒体による情報提供
 - ②情報取得が困難な方への配慮
- (2)相談支援体制の充実
 - ①対象者ごとのきめ細かい相談の充実
 - ②多様な媒体・手段による相談の充実
 - ③身近な地域での相談体制の整備・充実
- (3)サービスの質の向上
 - ①事業者の質の確保と向上
 - ②苦情解決システムの充実
 - ③多様な福祉サービス提供事業者の育成

市民目線で使いやすい情報発信方法の工夫

基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

- (1)防災対策の充実
 - ①防災コミュニティづくりの推進
 - ②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進
 - ③福祉施設等における安全対策
- (2)防犯対策の充実
 - ①防犯対策の充実
 - ②学校や地域による防犯体制の強化
 - ③消費者相談の充実

つながりと仕組みの2つの視点での対応策の検討

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

- (1)人にやさしいまちづくりの推進
 - ①ユニバーサルデザインの普及・啓発
 - ②バリアフリー新法に基づくまちづくりの推進
- (2)移動手段の確保
 - ①公共交通空白地域の移動手段の確保
 - ②高齢者や障害のある人の外出支援
 - ③安全な歩道の整備
- (3)高齢者や障害のある人の就労環境の整備
 - ①シルバー人材センターの支援
 - ②障害のある人の就労支援の充実
 - ③関係機関との連携

ハード・ソフト両面の移動支援の検討

第2章 西東京市の状況

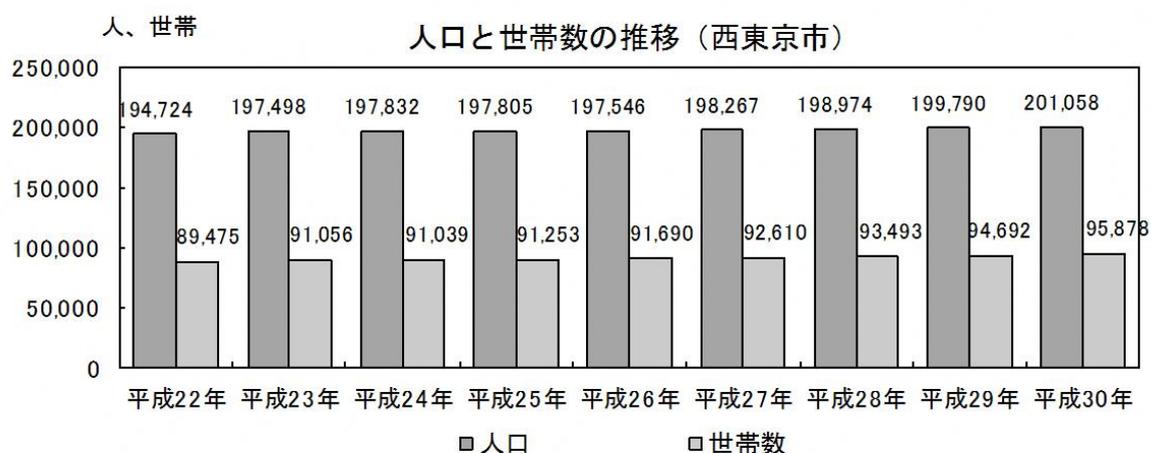
1. 統計で見る状況

(1) 人口の状況

①人口の推移

人口の推移をみると、平成24年から平成26年にかけて一度減少したものの、年々増加しており、平成30年1月1日現在では、201,058人となっています。

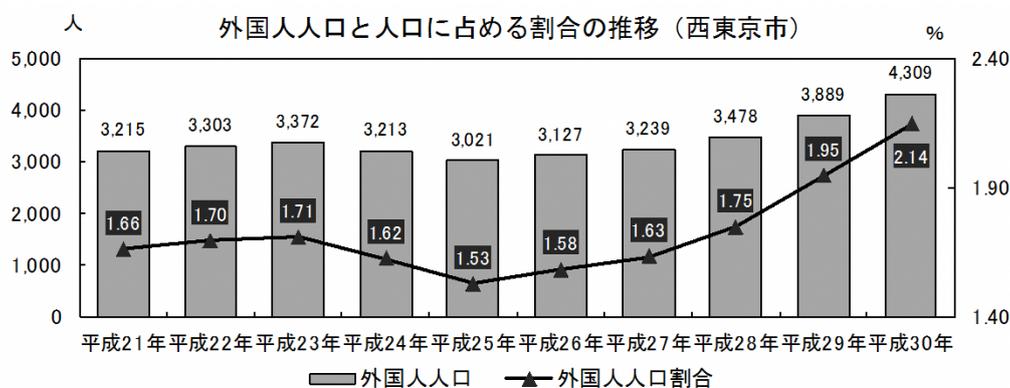
世帯数は平成23年から平成24年にかけて減少したものの、以降は年々増加しています。



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）
統計にしよう（平成25年版）（各年1月1日現在）

②外国人の推移

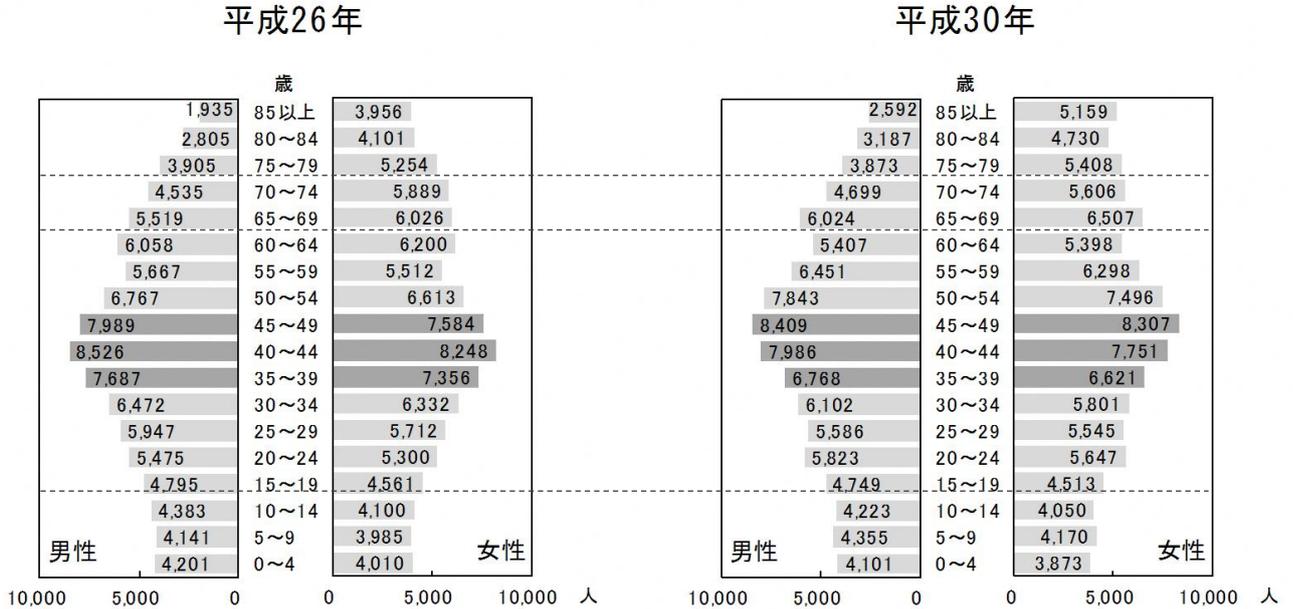
外国人市民の推移をみると、平成25年以降年々増加傾向にあり、平成30年で4,309人、人口割合は2.14%となっています。



出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）
東京都の外国人人口（各年1月1日現在）

③人口ピラミッドの推移

人口ピラミッドは、平成26年から平成30年まで大きな変化はなく、35～49歳の年代が特に多くなっています。

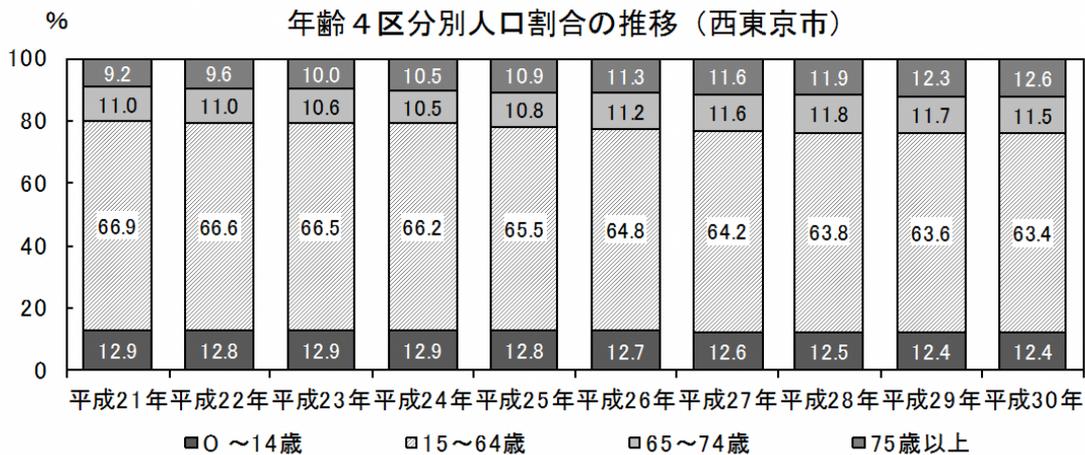


資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

※外国人人口分を含む

④年齢4区分別の推移

年齢4区分別人口割合の推移をみると、0～14歳及び15～64歳が減少傾向に、65～74歳及び75歳以上が増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。



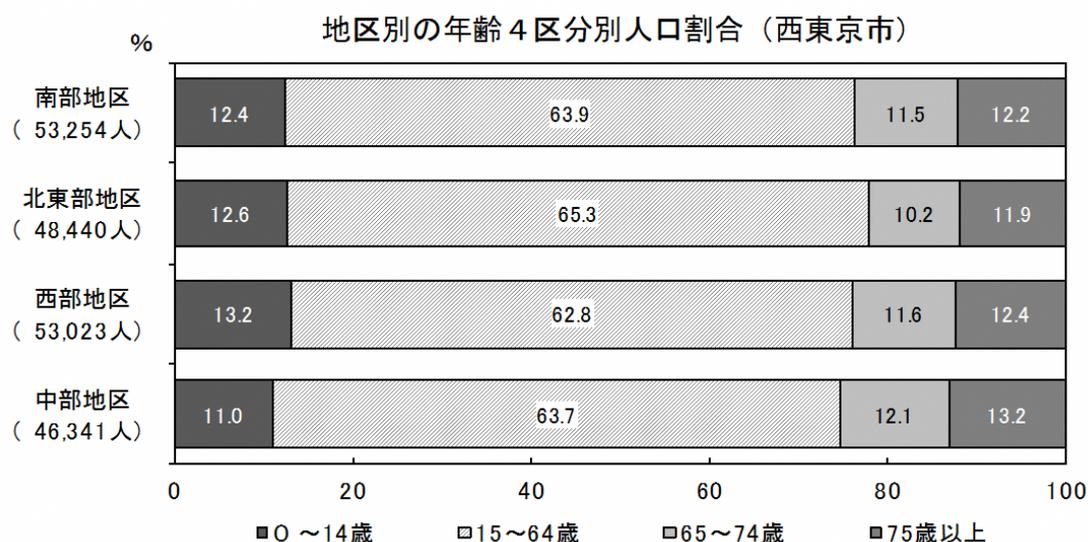
資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

※基にした人口は日本人住民のもの

⑤地区別の年齢4区分別人口割合

地区別の年齢4区分別人口割合をみると、0～14歳は西部地区が13.2%、15～64歳は北東部地区が65.3%、65～74歳及び75歳以上は中部地区が12.1%、13.2%でそれぞれ他の地区に比べてやや多くなっています。

また、北東部地区栄町で0～14歳が、西部地区西原町で75歳以上が17%台と、他の地域に比べて多くなっています。



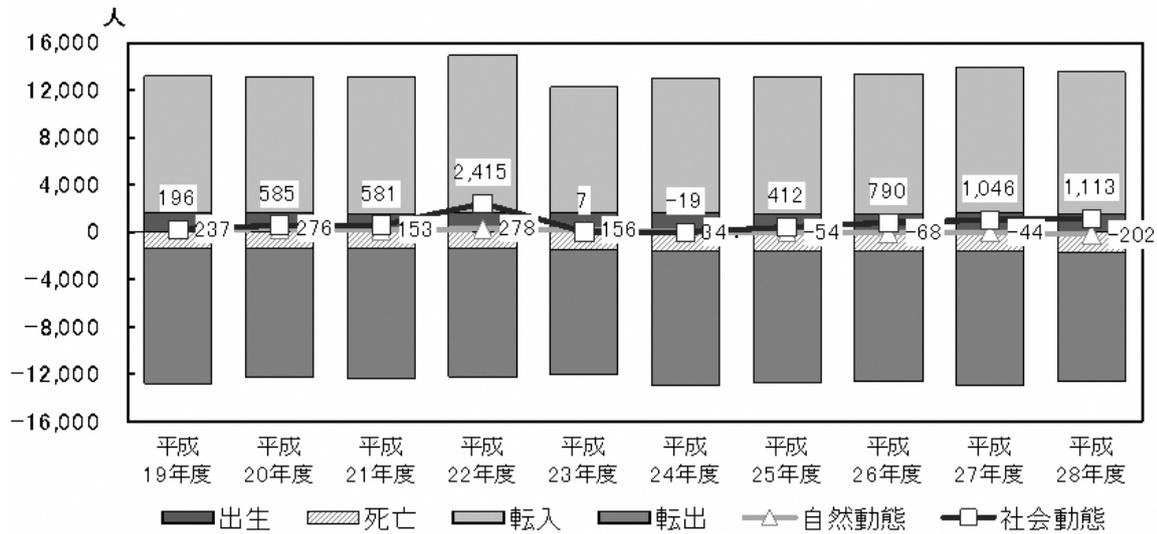
	町丁目	0～14歳	15～64歳	65～74歳	75歳以上
南部地区	南町	11.6	64.4	11.2	12.7
	向台町	15.9	62.6	11.1	10.4
	新町	11.9	64.8	10.8	12.6
	柳沢	10.3	63.0	12.9	13.8
	東伏見	10.0	67.1	11.2	11.7
北東部地区	富士町	11.1	67.9	10.0	11.0
	中町	13.9	62.7	10.6	12.8
	東町	12.5	67.3	9.3	10.8
	ひばりが丘北	9.4	65.5	10.8	14.3
	栄町	17.2	65.9	7.9	9.0
	北町	14.4	60.4	12.2	13.0
	下保谷	11.7	65.0	10.4	12.9
西部地区	西原町	10.0	57.3	15.1	17.7
	緑町	12.3	58.8	14.6	14.3
	谷戸町	12.1	65.5	10.9	11.5
	芝久保町	14.5	64.4	10.5	10.6
	ひばりが丘	14.8	61.1	11.4	12.7
中部地区	田無町	9.8	66.9	12.0	11.3
	北原町	11.3	60.7	14.0	14.0
	保谷町	10.6	64.9	11.5	13.0
	泉町	12.2	60.7	12.3	14.8
	住吉町	12.1	61.2	12.0	14.7

資料：統計にしようきょう(平成29年版)(平成30年1月1日現在)

(2) 人口動態

① 社会増減・自然増減

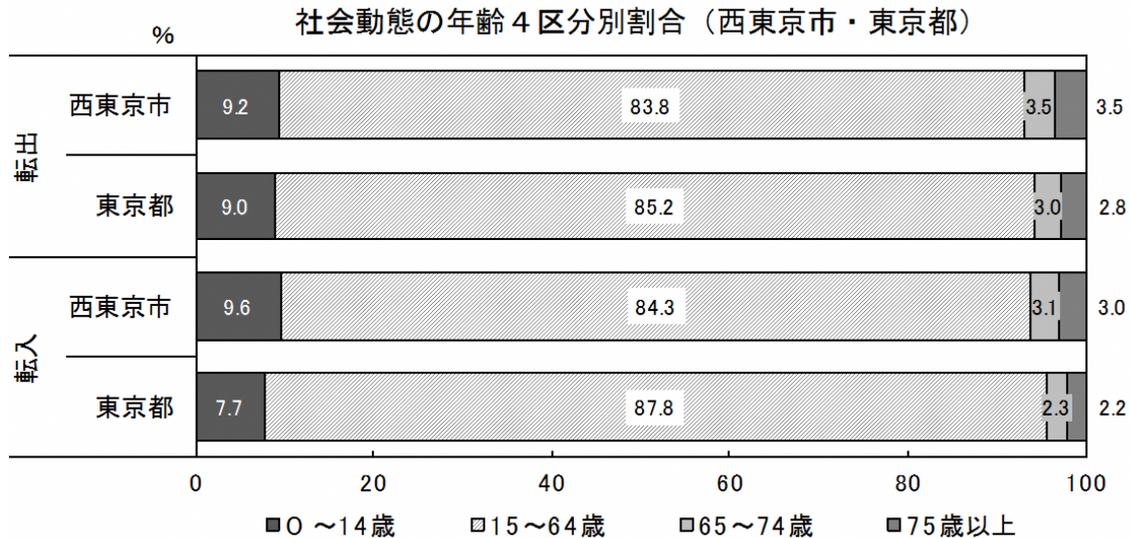
人口動態をみると、社会増が 1,000 人を超える年度もあり、増減を繰り返しています。一方自然動態については近年減少傾向となっています。



資料：統計にしよう(平成 24 年版、平成 25 年版、平成 29 年版)(市民部市民課)

② 年齢 4 区分ごとの社会動態

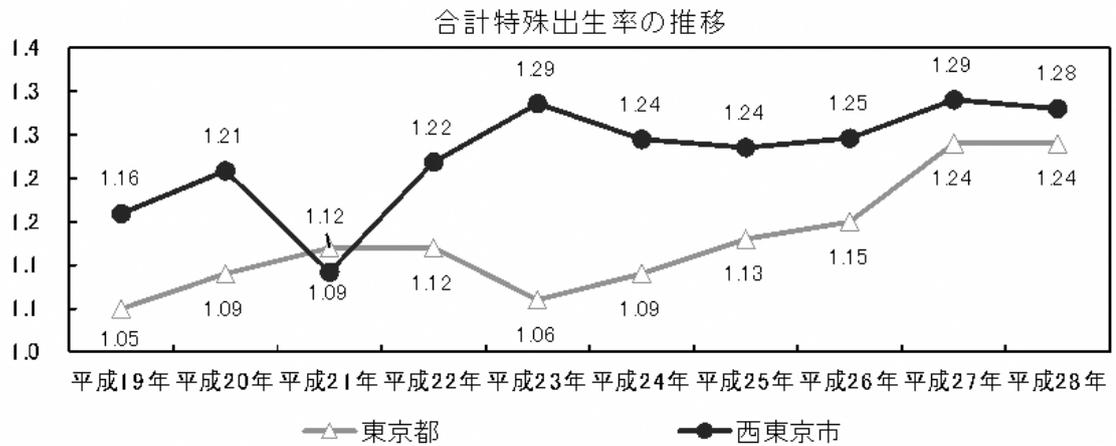
社会動態の年齢 4 区分割合を東京都と比較すると、西東京市は特に 0～14 歳の転入割合が東京都全体よりも多くなっています。



資料：東京都住民基本台帳人口移動報告 平成 28 年

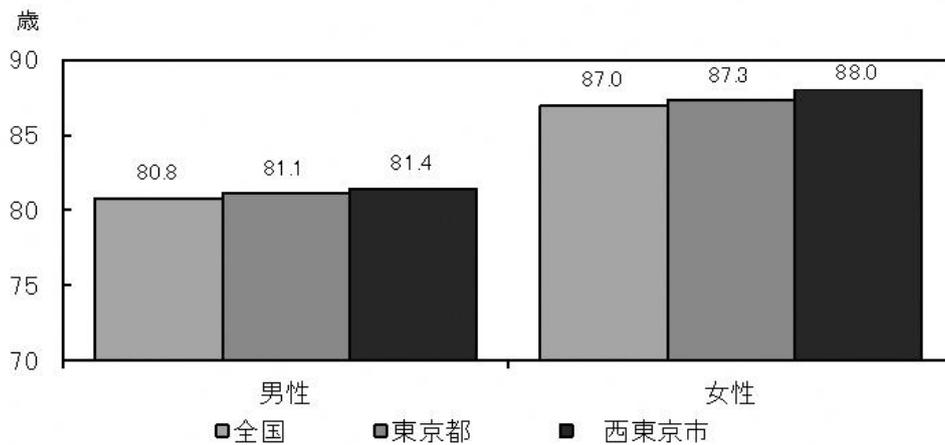
③合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成21年を除き、東京都の水準を上回って推移しています。また、過去10年間で概ね増加傾向にあります。



④平均寿命

西東京市の平均寿命は、男性が81.4歳、女性が88.0歳となっており、全国・東京都の水準を上回っています。

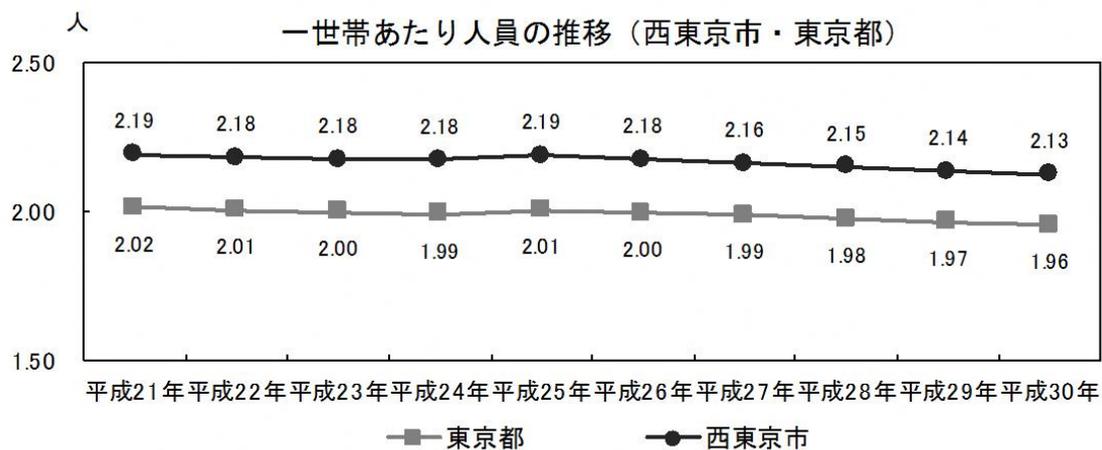


資料:平成27年市区町村別生命表

(3) 世帯の状況

① 一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員の推移は、平成25年以降年々減少傾向にありますが、東京都を上回って推移しています。

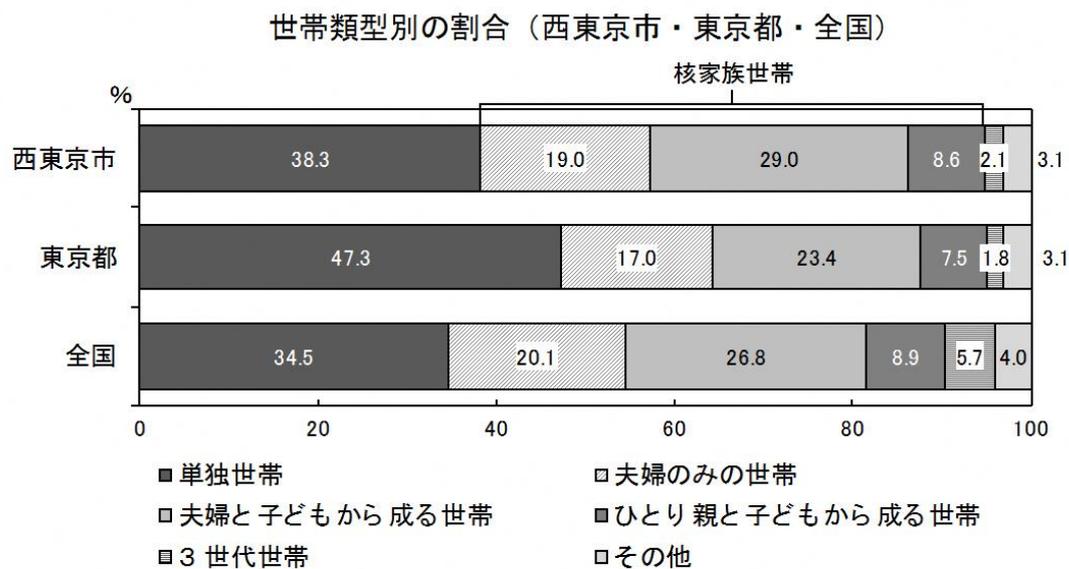
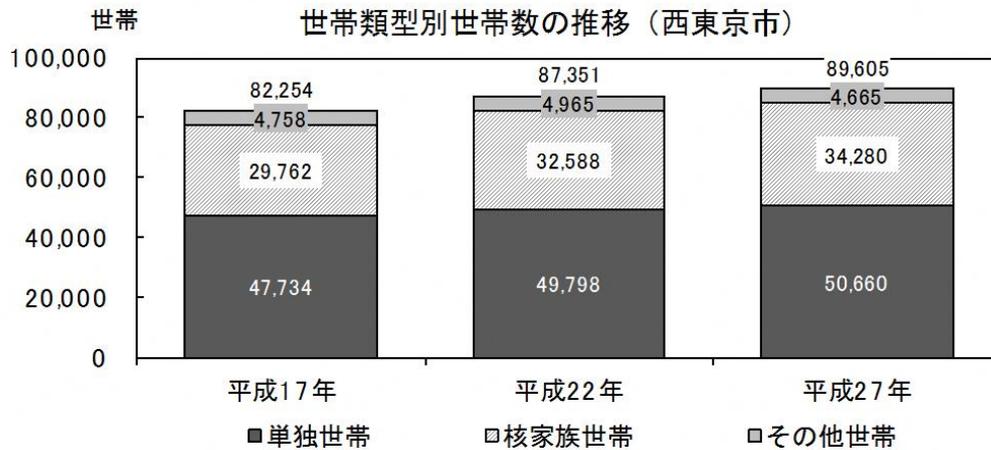


資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

②世帯類型別の状況

世帯類型別世帯数の推移をみると、単独世帯、核家族世帯ともに増加しています。

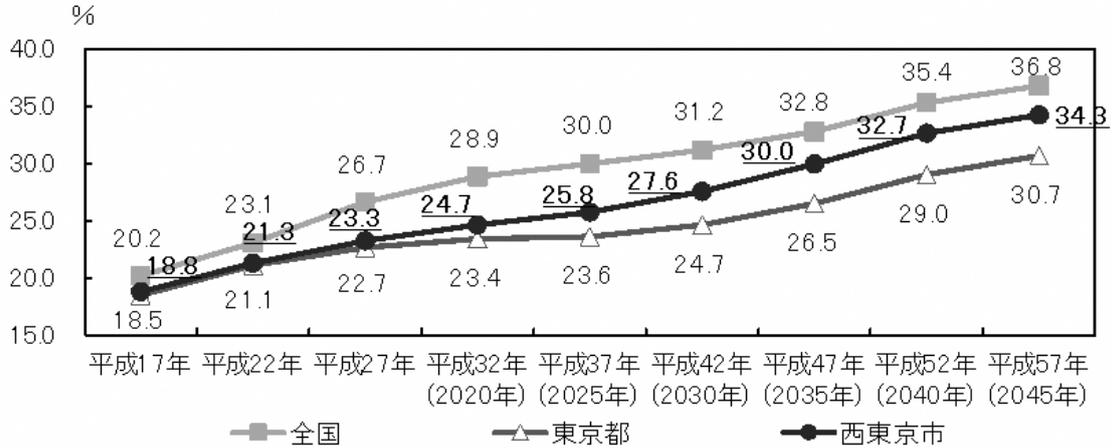
世帯類型別の割合を国・都と比較すると、単独世帯の割合が都より少なく、夫婦と子どもから成る世帯の割合が多くなっています。



(4) 高齢者の状況

① 高齢化の状況

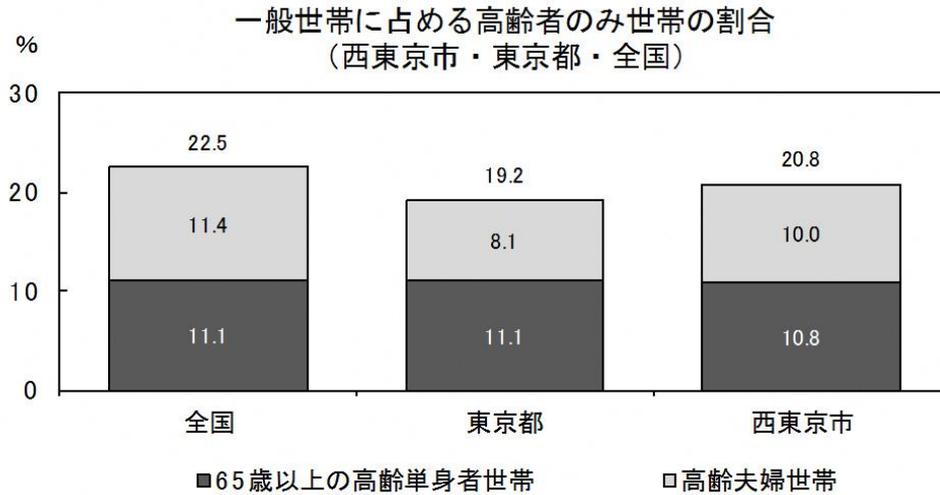
高齢化率の推移をみると、平成27年時点では23.3%となっており、今後も増加し、平成42年(2030年)には30%を超えることが予測されています。



資料: 全国…日本の将来推計人口(平成29年推計)
 東京都・西東京市…日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)
 ※2015年までは国勢調査による実績値

② 高齢者のみ世帯の状況

一般世帯に占める高齢者のみ世帯の割合をみると、20.8%となっており、特に高齢夫婦世帯で都よりも多くなっています。

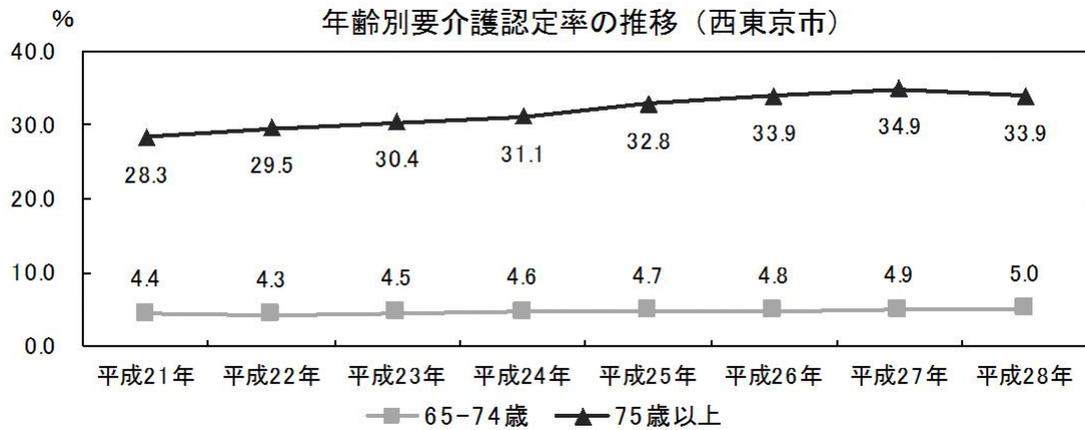


資料: 国勢調査(平成27年)

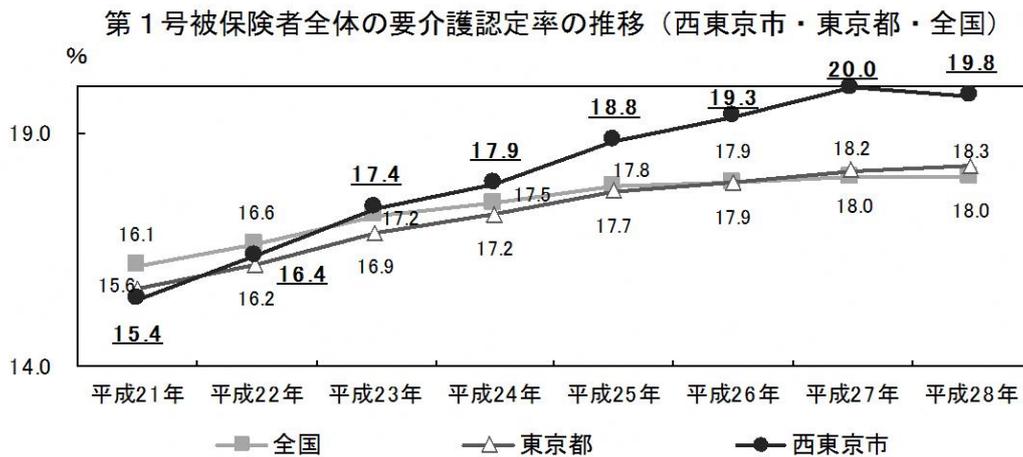
③介護保険の認定状況

年齢別要介護認定率の推移をみると、いずれの年齢も増加傾向にあります。

第1号被保険者全体の要介護認定率の推移をみると、平成23年以降、国・都を上回って推移し、年々差が大きくなっています。



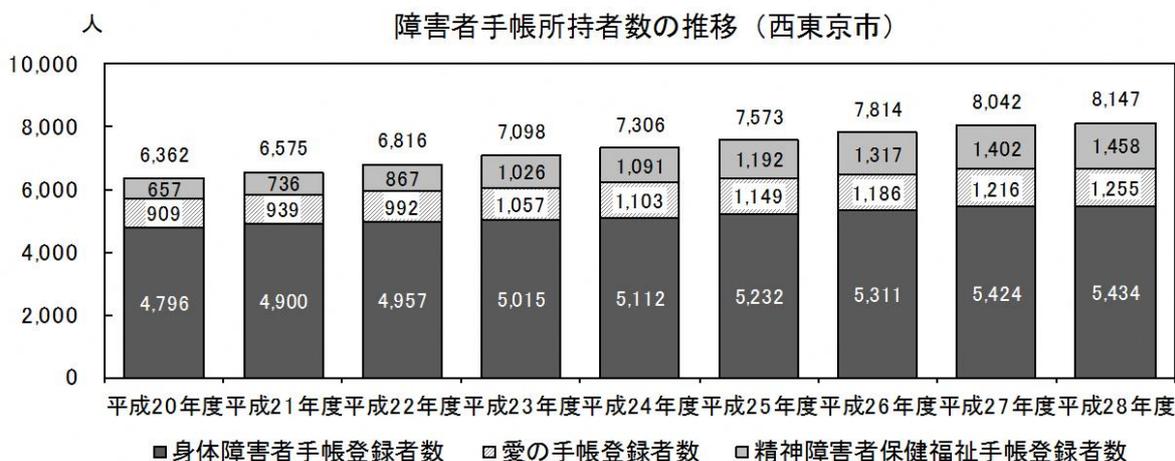
資料：介護保険事業報告（各年9月末現在）



資料：介護保険事業報告（各年9月末現在）

(5) 障害者の状況

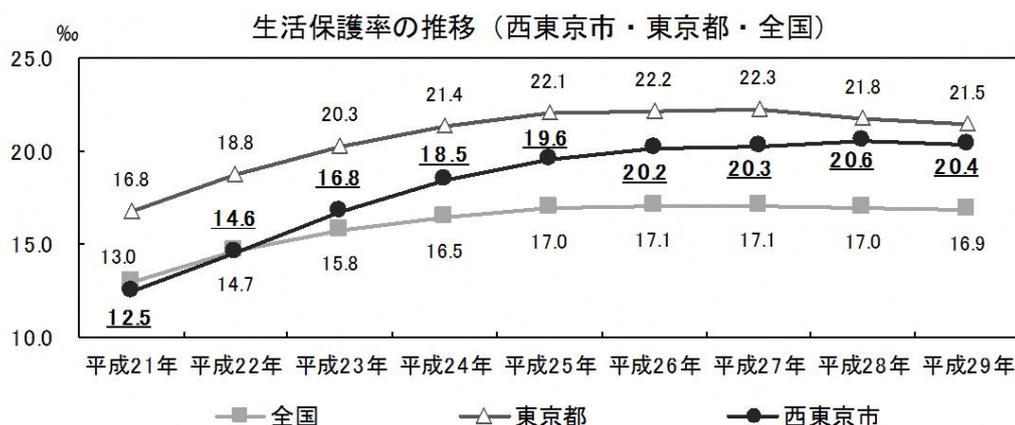
障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの手帳所持者も増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳登録者数は平成20年度から平成28年度までで約2.2倍の増加となっています。



資料：統計にしよう(平成25年版、平成29年版)(健康福祉部障害福祉課)
資料：西東京市障害者基本計画(平成26年度から平成35年度まで)
※各年度3月31日実績

(6) 生活保護の状況

生活保護率の推移をみると、平成28年までは年々増加していましたが、平成29年にはほぼ横ばいとなっています。



資料：統計にしよう(平成24年版、平成25年版、平成29年版)(健康福祉部生活福祉課)

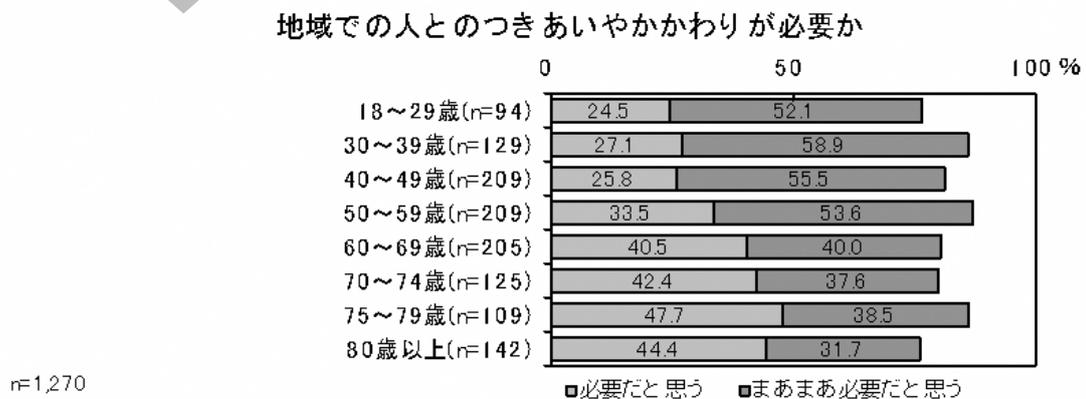
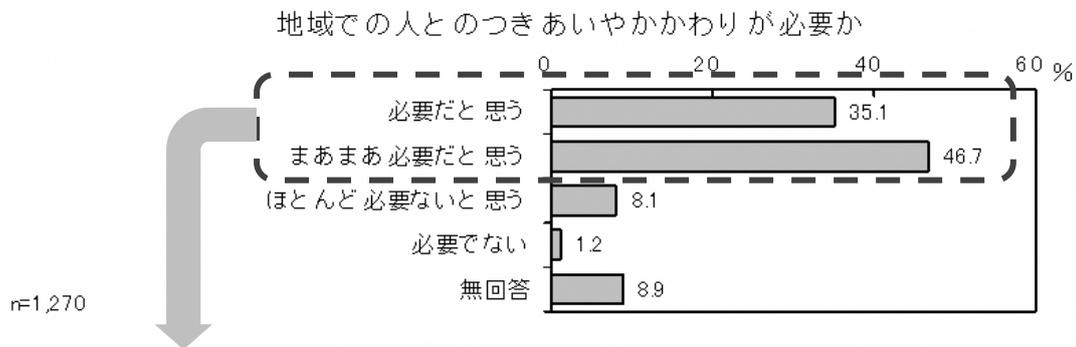
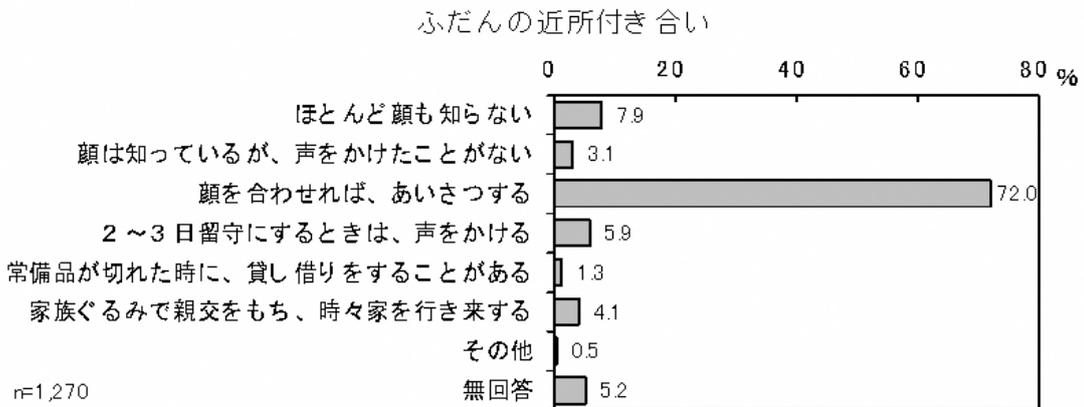
2. アンケート調査結果

図表nは回答者数のことです

(1) 近所付き合い

ふだんの近所付き合いは、「顔を合わせれば、あいさつする」が約7割で最も多くなっています。

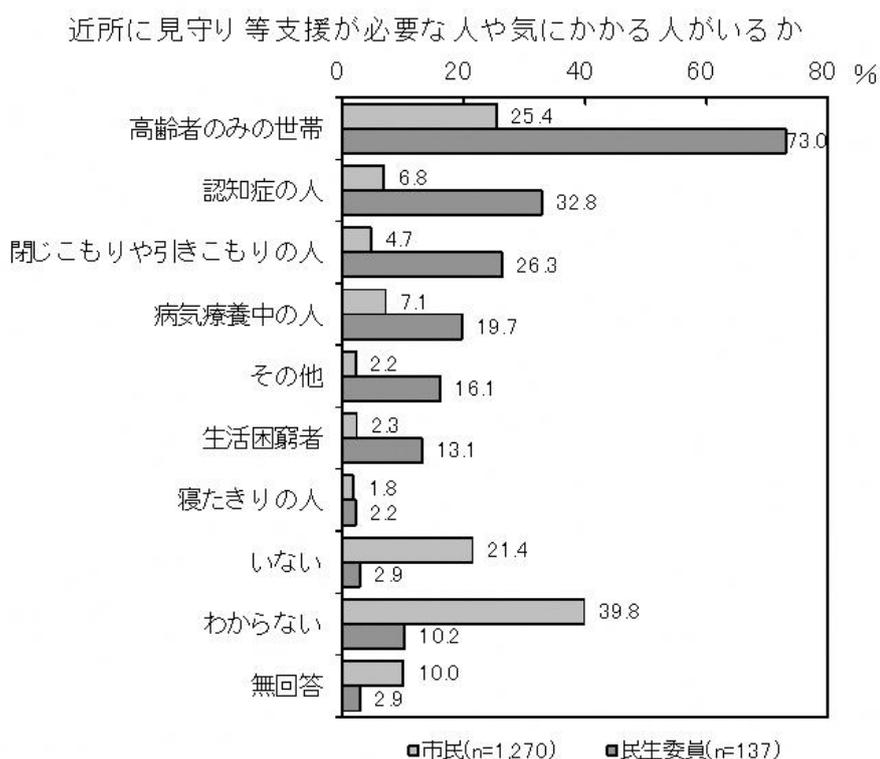
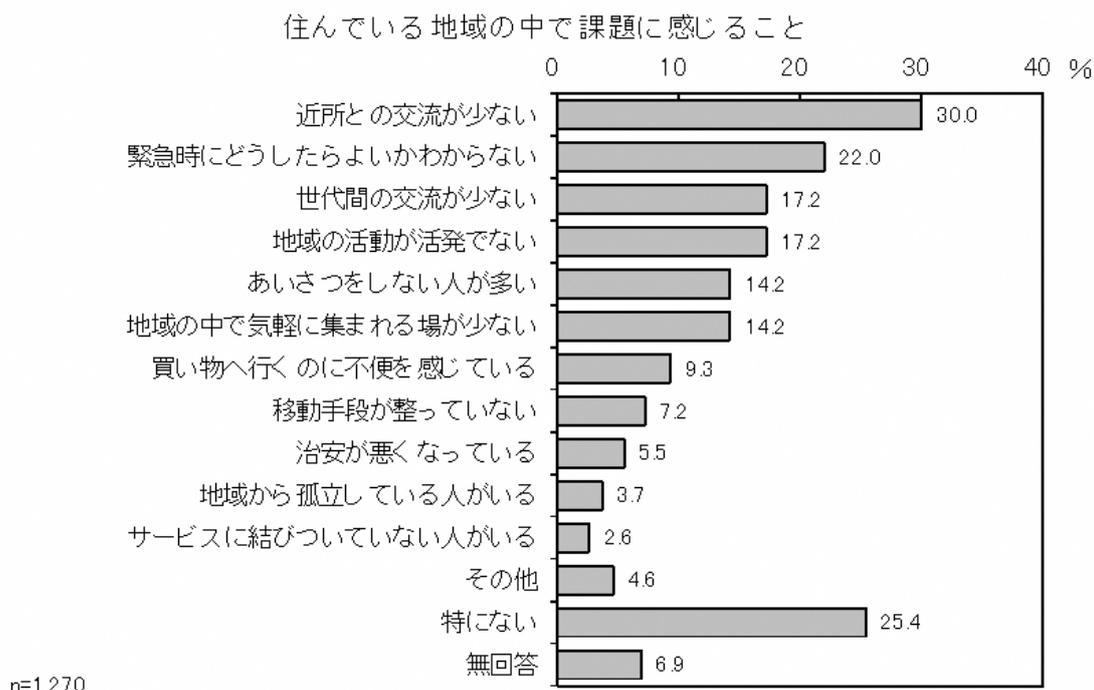
一方、地域での人とのつきあいや関わりが「必要だと思う」と「まあまあ必要だと思う」を合わせると全体で8割を超え、いずれの年代でも7割半ば以上と、近所付き合いの必要性は認識されています。



(2) 地域の課題

現在、住んでいる地域の中で課題に感じることは、交流が少ないということが上位にきているほか、緊急時にどうしたらよいかわからないという回答も多くなっています。

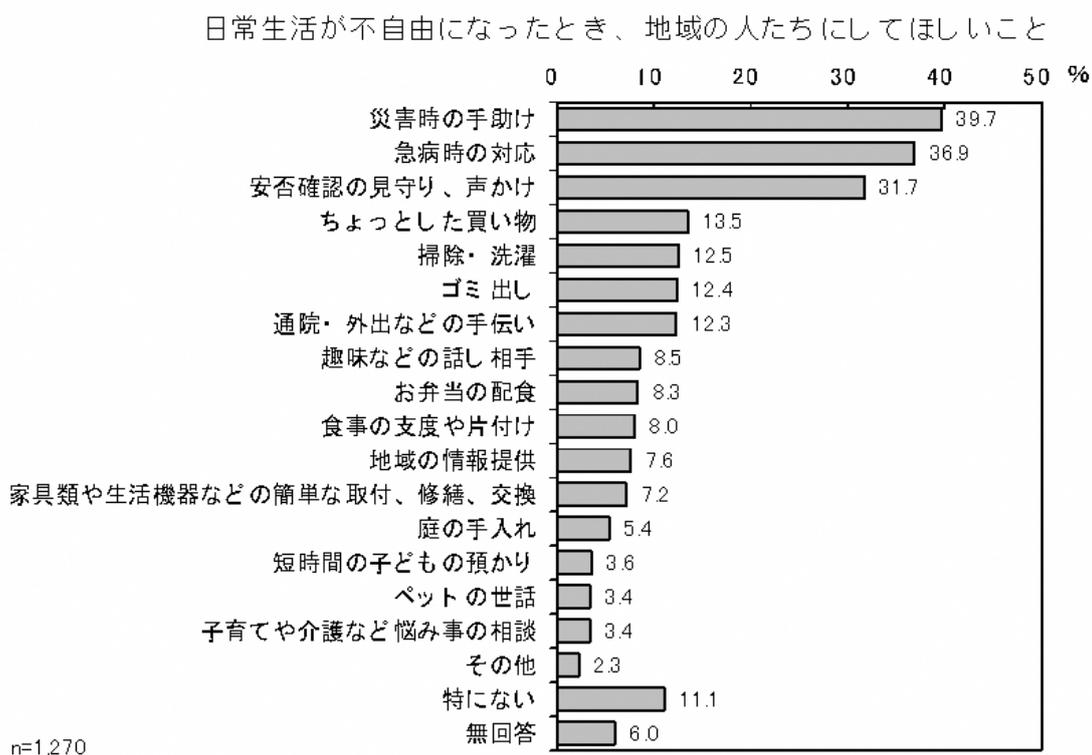
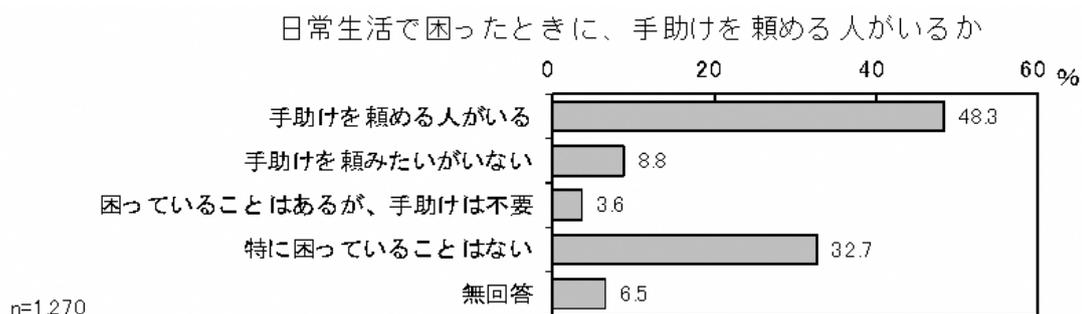
また、見守り等支援が必要な人や気にかかる人については市民からは「いない」や「わからない」との回答が多くなっていますが、地域で活動する民生委員からは「高齢者のみの世帯」や「認知症の人」等が多くなっています。



(3) 手助け

日常生活で困ったときに、手助けを頼める人がいるかについては、「手助けを頼める人がいる」が5割弱と最も多い一方で、「手助けを頼みたいがいない」も1割弱いる状況です。

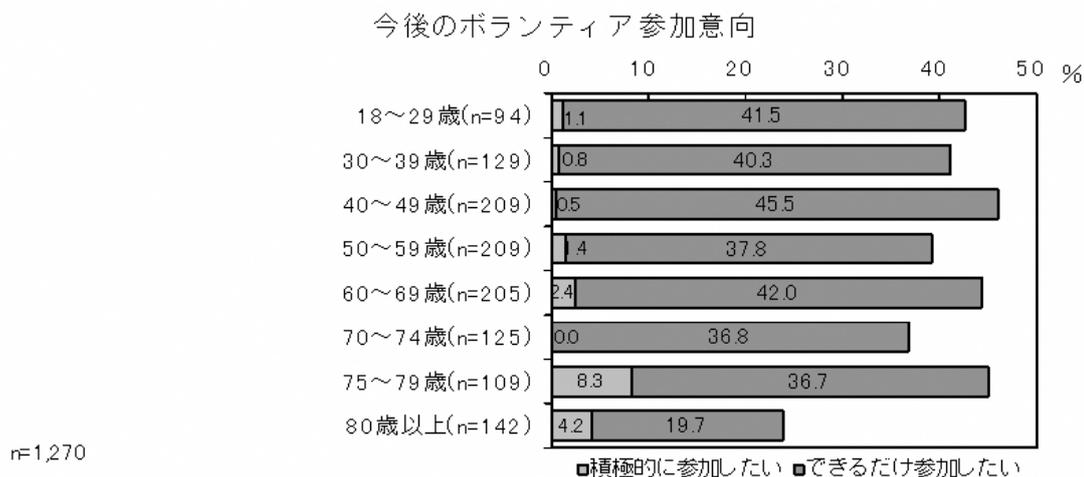
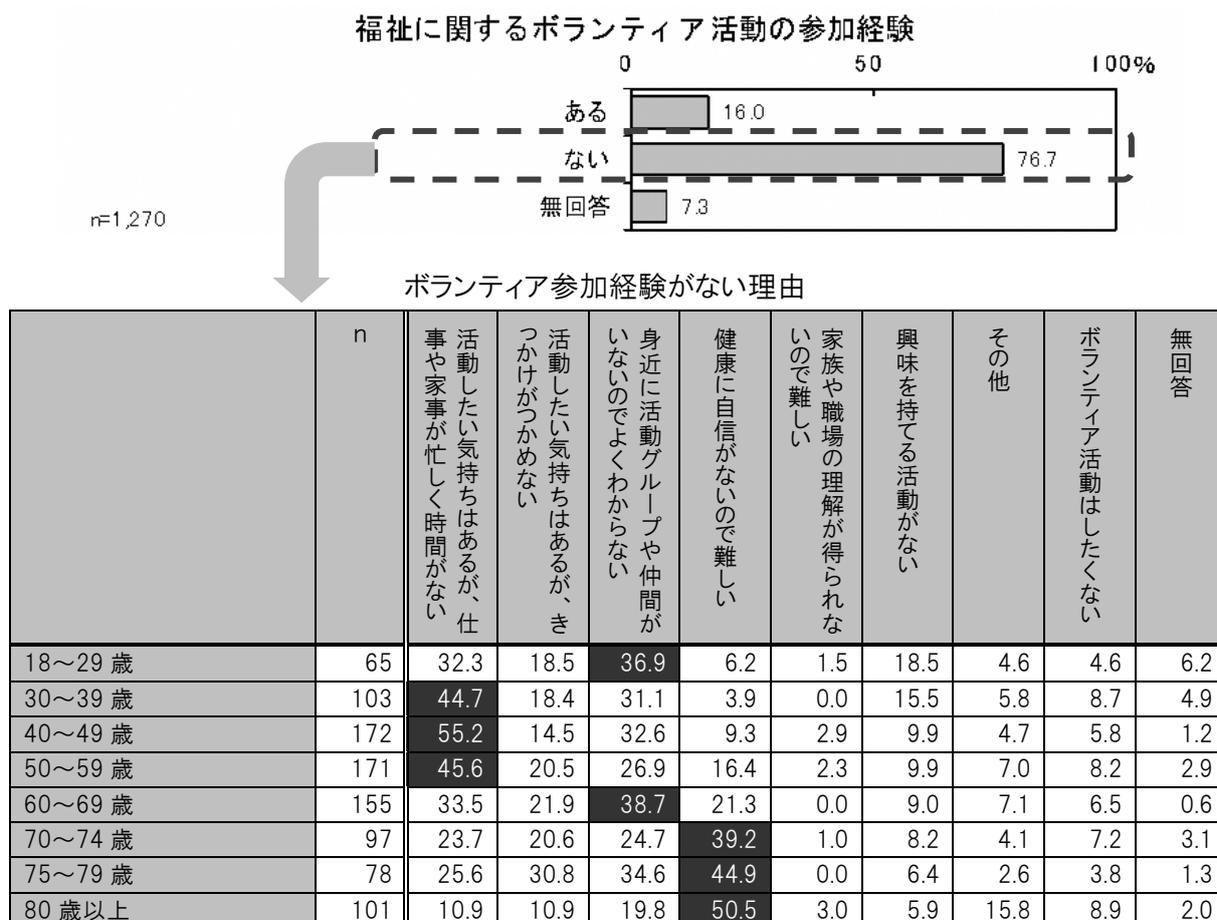
日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにしてほしいことについては、「災害時の手助け」や「急病時の対応」、「安否確認の見守り、声かけ」など、いざという時の支援が上位に挙がっています。



(4) ボランティア活動

福祉に関するボランティア活動の参加経験は「ない」が7割半ばと大半を占めています。参加経験がない理由としては、18～29歳、60～69歳では「身近に活動グループや仲間がないのでよくわからない」が、30～59歳では「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」が、70歳以上では「健康に自信がないので難しい」が最も多くなっています。

一方、今後の参加意向については79歳以下ではいずれの年代でも概ね4割程度が参加したいと回答しています。



(5) 福祉に関する情報源

福祉に関する情報の入手先について年代別にみると、18～49歳では「市のホームページ」が、18～59歳では「インターネット」が、60歳以上では「新聞・テレビ・ラジオ」が、他の年代に比べてやや多くなっています。

福祉に関する情報源

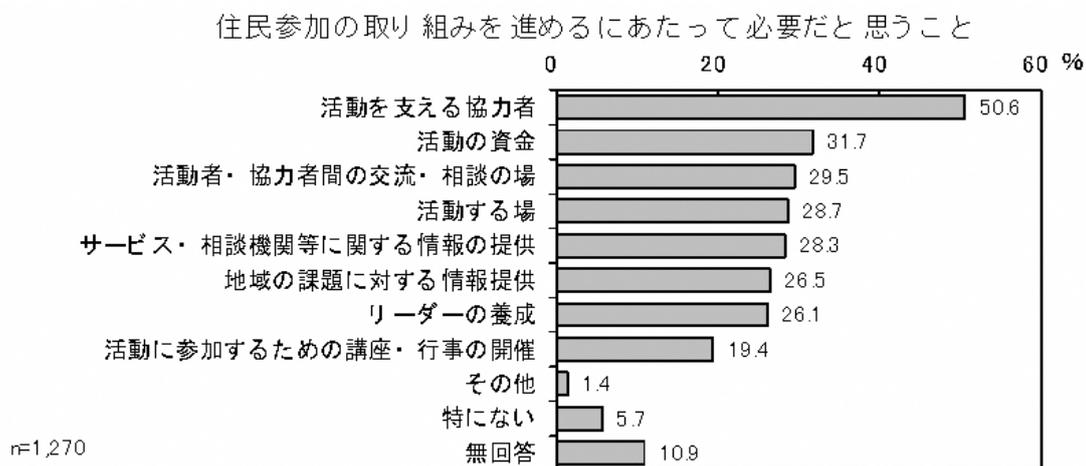
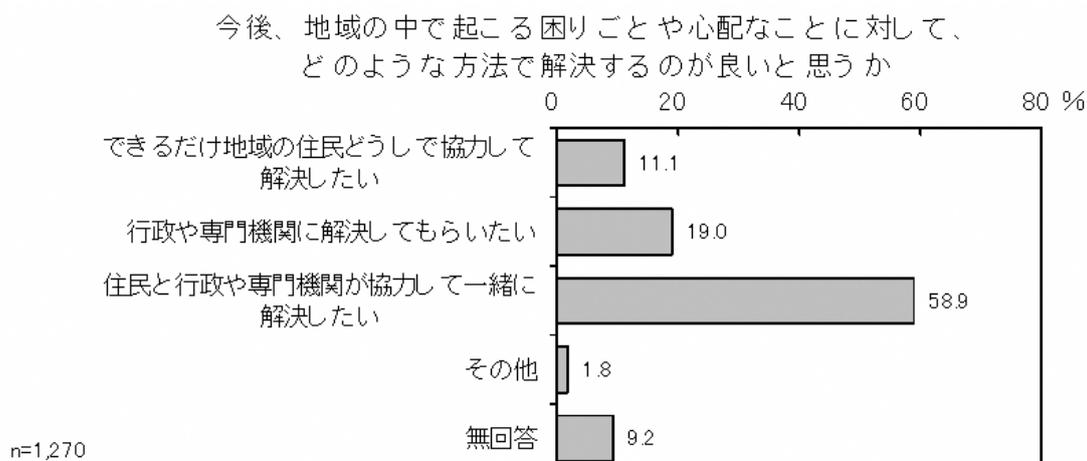
	n	市の広報紙	市のホームページ	市の窓口	市の掲示物	市が行う出前講座	民生委員・児童委員	社会福祉協議会
18～29歳	94	45.7	18.1	2.1	7.4	0.0	1.1	2.1
30～39歳	129	69.0	20.9	6.2	14.0	0.8	0.0	1.6
40～49歳	209	77.0	20.6	1.4	6.7	0.5	0.5	1.4
50～59歳	209	76.6	13.9	4.3	6.7	0.5	1.4	1.4
60～69歳	205	78.0	9.3	3.4	13.7	1.0	3.4	3.9
70～74歳	125	82.4	12.0	3.2	12.8	1.6	4.0	6.4
75～79歳	109	85.3	5.5	5.5	14.7	2.8	2.8	7.3
80歳以上	142	73.2	9.2	6.3	7.0	3.5	6.3	10.6

	n	自治(町)会の回覧板 などのお知らせ	新聞・テレビ・ラジオ	インターネット	家族・親戚	友人・知人	その他	無回答
18～29歳	94	3.2	22.3	29.8	22.3	7.4	7.4	3.2
30～39歳	129	5.4	14.0	20.9	10.9	7.8	4.7	6.2
40～49歳	209	3.3	18.7	24.9	15.3	11.5	2.9	2.9
50～59歳	209	4.8	23.9	22.0	9.6	12.9	2.4	3.8
60～69歳	205	13.2	28.8	12.2	6.3	14.6	3.9	4.4
70～74歳	125	12.8	33.6	8.0	11.2	16.0	1.6	5.6
75～79歳	109	9.2	29.4	3.7	10.1	17.4	3.7	5.5
80歳以上	142	12.0	40.1	2.1	11.3	16.9	2.1	9.2

(6) 今後について

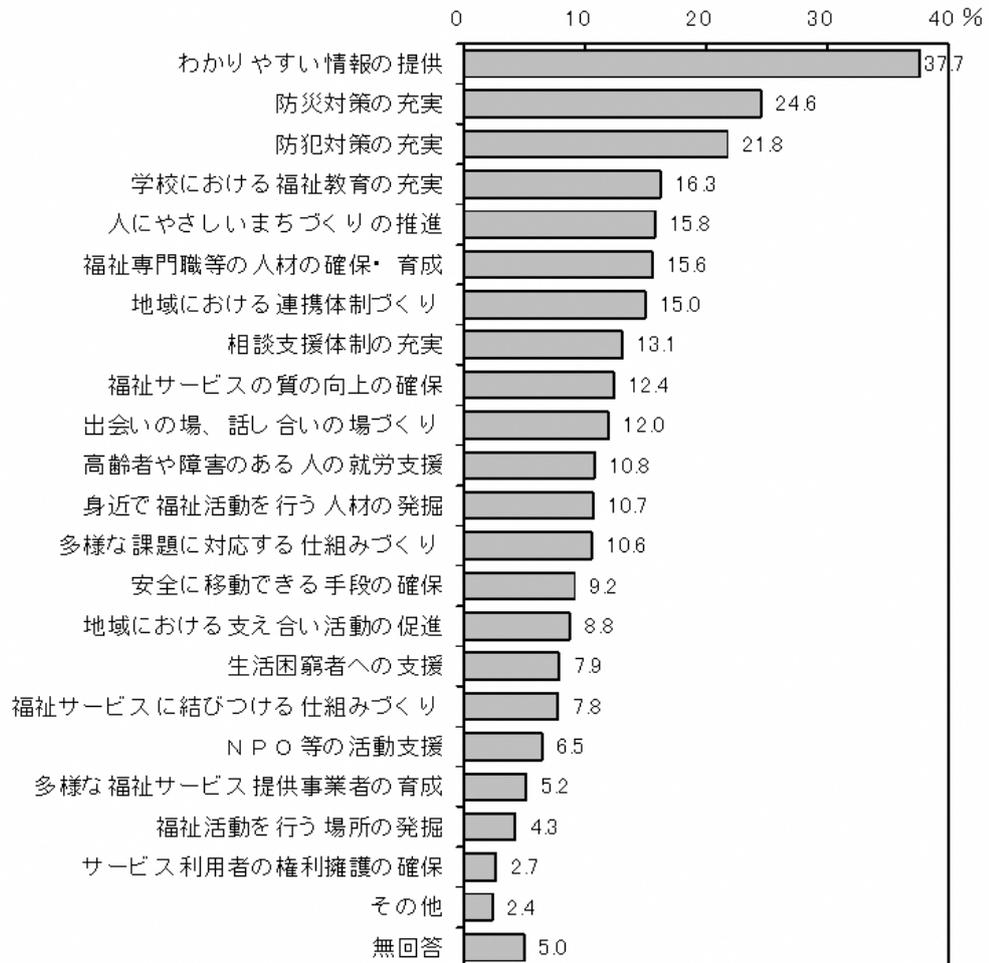
今後、地域の中で起こる困りごとや心配なことに対して、どのような方法で解決するのが良いと思うかについては、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が約6割と最も多くなっています。

住民参加の取り組みを進めるにあたって、必要だと思うことについては、「活動を支える協力者」が約5割と最も多く、次いで「活動の資金」と「活動者・協力者間の交流・相談の場」が約3割となっています。



地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべきだと考える施策については、「わかりやすい情報の提供」が4割弱と最も多く、次いで「防災対策の充実」が2割半ば、「防犯対策の充実」が約2割となっています。

地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべきだと考える施策



n=1,270

3. 地区懇談会結果

(1) 圏域ごとの結果

各圏域で挙げられた地域の困りごとは、次のとおりとなります。

西部圏域

A班

- ・みんなの意識
- ・地域力が弱い・近所つき合いが少ない
- ・コミュニティの活性化が重要
- ・SOSを発信する力と受けとめる力
- ・居場所が必要
- ・交通弱者への支援
- ・道がわかりづらい

B班

- ・空き家
- ・相談先がわからない
- ・移動手段
- ・子どもたちの成長をさまたげている
- ・環境の変化
- ・自転車の乗り方
- ・つながりがない・担い手がいない
- ・高齢化

C班

- ・ハード面での整備
- ・交通マナーモラルの問題
- ・高齢化による問題点
- ・活動の継続が大事
- ・場所がない
- ・イベント、集まりの充実が必要・交流が必要
- ・情報がいき届かない
- ・移動手段がない

圏域としての困りごと

- ①みんなの意識醸成が必要
- ②交流が重要
- ③相談先が分からない
- ④情報が行き届かない

北東部地区

A班

- ・災害時の孤立が心配
- ・地域のつながりが希薄化している
- ・自治会のあり方に課題がある
- ・困りごとがわからない
- ・地域の活動が十分に知られていない
- ・ボランティアの不足
- ・参加者の固定化
- ・交通の便が悪く買い物や通院が不便

B班

- ・バリアフリー化
- ・隣近所のつながりがない
- ・地域の居場所が少ない
- ・ハード面の不足
- ・情報の不足
- ・交通手段の不足
- ・買い物難民

C班

- ・近所つき合いが無い
- ・交通の便が悪い・買い物が不便
- ・子育て施策の不足
- ・行政のPR不足
- ・自治会は必要？
- ・居場所の提供
- ・個人情報の弊害
- ・市は計画性を！

圏域としての困りごと

- ①つながりが減り、特に災害時の孤立が心配
- ②地域の居場所が少ない・わからない
- ③交通の便が悪く、買い物や通院が大変

中部圏域

A班

- ・行きやすい交流の場づくり
- ・参加したくなる内容づくり
- ・支援が必要な人の対応
- ・地域の情報を知る機会が少ない
- ・福祉意識
- ・担い手

B班

- ・自治会が減っている
- ・地域の人との関わりが希薄
- ・孤立している人がいる
- ・関わり方がわからない
- ・SOSの発信ができない

C班

- ・自治会、町内会の維持が難しい
- ・地域のつながりが希薄
- ・居場所づくりの進め方
- ・地域の困りごと、人が見えてこない
- ・地域の人材づくり
- ・人のあつめかた
- ・災害時の対応

圏域としての困りごと

- ①交流の場の減少と参加者の固定化
- ②地域のつながりと自治会の低迷
- ③活動の担い手不足(人材の発掘)

南部圏域

A班

- ・買い物難民
- ・情報の共有化不足
- ・近所づきあい
- ・環境整備
- ・災害
- ・ケアラーズカフェ
- ・家族支援
- ・制度の狭間

B班

- ・生活難民
- ・情報が届かない
- ・災害時における知識の共有
- ・ご近所づきあい、自治会
- ・地域子ども達とのかかわり方
- ・「ひとりぐらし」の方への支援・「認知症」への理解
- ・地域活動へのサポート
- ・行政に考えてほしい事

C班

- ・公共交通整備不足・近所の店不足
- ・情報弱者・専門機関の情報発信不足・拠点の認知不足
- ・自治会がない・地域活動の困難さ
- ・高齢者
- ・近所のつながり不足
- ・コミュニケーション
- ・若い人
- ・防災・防犯

圏域としての困りごと

- ①近所付き合いが薄れている
- ②情報発信の不足
- ③災害時の知識共有
- ④交通の不便さ・生活難民

(2) 全圏域のまとめ

全圏域の結果をまとめたものが次のとおりとなります。

①地域の付き合いが弱い

地域コミュニティが衰退していることや、地域を必要と感じていない人が多くなっていることなどから、地域の付き合いが弱くなっています。また、転入出が多くつながりがつくりづらいという声も挙げられました。

自治会については、そもそもない地域があることや、ある場合でも機能していないところ、若い人の加入が少ないという課題がでています。また、自治会にしばられず、別の地域コミュニティの形成も検討する必要があるという声も挙げられました。

②地域の居場所や交流の場所が少ない・ない

活動の場について、サロンなどの地域の居場所や交流の場所が少ないという意見が挙げられる一方で、そういった場があっても周知されていないという意見も挙げられました。

また、空き家が増えているが活用できていないというハード面と、活動団体同士の交流など横のつながりが薄いといったソフト面の問題が出ています。

③担い手不足

ボランティアに取り組む人の高齢化や活動に新しく取り組む人が少ないなど担い手が不足しています。

一方で、新たな活動へ参加しづらいといった意見や、ふれあいのまちづくり事業やたすけあい活動があまり知られていないという声も挙げられました。

④困っている人の把握が困難

困りごとがあっても SOS を出さない人や、出せない人がいる中で、近所付き合いが少ないことや個人情報保護の観点から、困っている人の把握が難しい状況です。また、制度の狭間となって困っている人がいるという声も挙げられました。

⑤情報が届かない・相談先が分からない

市や社協の取組・サービスなどの情報が届いていない状況です。また、近所付き合いが希薄で情報共有する機会がほとんどないという意見や、回覧板が廃止されたことで近所の情報を得る手段がないという声も挙げられました。

相談先についても市役所のどこへいけばいいのか、どの分野の窓口に行けばいいのかなどが複雑でわかりづらいという問題も出ています。

⑥交通の不便さ・買物難民

地域によっては坂が多く、ちょっとした移動でも大変な状況であるということや、近所の商店などが閉店・衰退してしまい、徒歩圏内での買い物する場所がなくなっている所もあります。

また、公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行くのに不便な状況です。その他、バリアフリー化が遅れているというという声も挙げられました。

⑦防災・防犯面の不安

日頃のつながりが無いことから災害時の孤立が心配ということや、災害時の対応方法が分からないという意見が挙げられました。

また、防犯に関しては、ふりこめ詐欺や空き巣などの犯罪被害がでているという声も挙げられました。

(3) 団体・事業者調査

※現在とりまとめ中です。

第3章 第3期計画の成果と課題

第2章の結果を踏まえた第3期計画の成果と課題は以下の通りです。

基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり

～近所付き合いの必要性は認識されながらも、
つながりの希薄化・新たなボランティアが少なく、担い手の育成が必要～

近所付き合いについては、緊急時等に備えて付き合いが必要であるという認識を多くの方が持っていますが、顔を合わせればあいさつをする程度の簡易な付き合いが多く、地域の中でのつながりは希薄化しているという状況です。また、地域福祉についての考え方などを啓発する機会・場が少ない状況です。

地域活動の担い手の1つとして活躍しているほっとネット推進員については増加しており、若い年代から高齢者まで幅広い層を取り込んでいます。しかし、ボランティア活動については新たに参加する人が少なくなっています。また、参加意向があっても、活動自体が知られておらず参加できていないという課題も出ています。



基本目標2 みんながつながり合う地域づくり

～拠点や居場所は増えつつあるものの、
ニーズの多様化や知られていないことなどから、一層の場や機会が必要～

地域交流の機会や場が少ないことが多く課題として挙げられていますが、中にはそういった場を知らないということや居場所へのニーズが多様化しているという指摘も出ています。また、空き家等を活用した地域活動拠点は第3期計画期間中に3か所増えているなど、活動を行う場所については数が増えてきているものの、拠点の数がまだ十分でない、活動対象が絞られており活用が十分にできていないという意見も出ています。

さらに、市民協働推進センター登録団体など各種市民団体が増えてきている一方で、団体間の情報共有や横のつながりが少ないということも課題であり、福祉だけではなく様々な分野を含めたネットワークづくりが必要となっています。



基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

～総合的なサービス提供に向けた取組が進んでいるものの、
多様な生活課題をもつ人の把握が困難であり、支援につなぐしくみが必要～

ほっとネットの事業の活動件数は増加傾向にあるほか、高齢者分野の生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置、障害者分野の相談支援部会の新規設置など、総合的なサービス提供に向けた取組が進められている一方で、制度や窓口が複雑で分かりづらいとの指摘が出ています。

また、多様な生活課題をもつ人が地域の中に少なからずいますが、個人情報の問題や本人の意識などからそのような人の把握が困難な状況になっており、身近な人が声をあげ専門家につなぐしくみや、専門家からのアプローチをより強化する必要があります。



基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

～情報発信・サービスの質の向上に努めているものの、
地域では情報がないとの課題が多く、市民目線での情報発信の工夫が必要～

情報発信については、市としてもウェブアクセシビリティに配慮したホームページのリニューアルや更新通知アプリを導入など利便性向上の取り組みを行っていますが、アンケートでも地区懇談会でも分かりやすい情報提供が課題との声が特に多く挙げられており、市民目線で身近さや使いやすさを一層工夫する必要があります。

また、サービスの質向上としては事業者への情報提供や連絡会等を実施していますが、多様な福祉サービス提供事業者の育成については取り組めていない分野が多くなっています。



基本目標 5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

～防災・防犯に関する登録数は増加しているものの、
実際の取組の参加者は少なく、地域ぐるみでの防災・防犯活動のしくみが必要～

安全安心いーなメールの登録者数、防災市民組織登録数など、防災・防犯に関する登録数は増加しています。一方で、防災・防犯への不安は多くの人を持っているものの、実際に防災の取組に参加している人は少なく、対応方法が分からないという状況です。



特に、避難所運営協議会の開催は学校ごとに大きく差があるほか、地域における防災訓練は地域全体への広がりを見せておらず、一層の参加促進が必要です。

また、日頃のつながりをしっかりと持つとともに、いざという時に何をすればよいか明瞭となるようなしくみが必要となっています。

基本目標 6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

～駅のバリアフリー化やはなバスのルート改正など実施しているものの、
交通空白地域は依然としてあり、ハード・ソフト両面でのしくみづくりが必要～

駅のバリアフリー化は平成 30 年度にひばりが丘駅が完了予定に伴い市内全 5 駅が完了するほか、はなバスは平成 28 年度から新たなルートが開始され利用者が増加しています。一方で、交通の便の悪さは地域によってはばらつきがあり、全ての空白地域の解消には至っていない状況です。



また、移動制約者などが増えていく中で、ハード面だけでなく、地域の中での助け合いで解決していく上でのソフト面でのしくみづくりが求められています。

各論

第1章 重点的な取り組み

第2章 施策の展開

1. 一人ひとりが活躍する地域づくり

2. みんながつながりあう地域づくり

3. 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

4. サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

5. 災害や犯罪を防ぐ環境づくり

6. 誰もが快適に暮らせる環境づくり

第3章 計画を推進するために

1. 推進体制の整備と役割分担

2. 計画の進行管理

資料編